



鈴木まもる県議会レポート

発行/自由民主党千葉県議会議員会 〒260-0855 千葉市中央区市場町2番13号 電話 043 (227) 7411

潜在保育士掘り起こしを

短時間勤務容易に



9月定例県議会で一般質問を行う鈴木衛県議

だれもが暮らしやすいと感じる街づくりに力を注いでいる鈴木衛県議（市川市選出、3期）は9月定例県議会で登壇し、一般質問を行いました。保育園での保育士不足が千葉県でも問題になっていますが、鈴木衛県議は保育士の確保・定着のために短時間勤務の保育士を雇用すべきとして県執行部の考えを聞きました。また、東京湾最奥部の原風景を残す市川市の行徳湿地の開放について質問しました。鈴木衛県議の質疑と県執行部の答弁を特集します。

9月定例県議会一般質問

待機児童対策で提案

鈴木衛 県議

鈴木議員 平成28年に県が実施した保育士実態調査によれば、保育士として就業しない理由として「給料が安い」「就業時間が長い」「家庭状況」などが多く挙がっております。潜在保育士の63%が、この理由が改善された場合、保育士として就業すると回答しています。

現在、保育園にはいわゆる予備保育士という制度があります。これでは現実にはカバーし切れていないために、潜在保育士の63%が、復職できていないことに繋がっております。

次に、厚生労働省の保育所へ人件費補助金を算定する基準の中に「処遇改善等加算（旧、民改費）」というものがござります。この「処遇改善等加算（旧、民改費）」とはひとつの保育所内で1日6時間以上かつ月20日間以上、勤務する職員全体で平均勤務年数が長ければ高い委託費額、短ければ低い委託費額となっております。そうしたことから、民間保育所では1日6時間未満、月20日未満の保育士の雇用について、二の足を踏んでいるという状況であります。

予備保育士・保育士配置改善事業だけでは足りず、1日6時間未満、月20日未満の保育士を現場で雇用しやすくするために、例えば、1日4時間程度の保育士が複数人勤務でき、1日合計が8時間分、月合計が20日間の人件費を補助し、1003カ所の保育所と1万6000人の潜在保育士に勤務時間と勤務日数の裁量を持たせる仕組み作りはできないでしょうか。

知事 保育所の職員の配置基準では、保育士は常勤であることが原則とされる一方、入所児童の処遇水準が確保される場合は、常勤の保育士の代わりに短時間勤務の保育士を充てても差し支えないとされているところであります。

常勤保育士の代わりに短時間勤務の保育士を複数名雇用する場合、保育の質を確保するため、保育士間の意思疎通や情報共有を図るなどの対応が必要となります。

県としては、今月立ち上げた待機児童対策協議会の場などで、保育現場のご意見もつかいながら、短時間勤務の保育士の活用についても検討し、潜在保育士の掘り起こしや保育士の確保・定着につなげてまいります。

「待機児童対策協で検討」
知事 保育所の職員の配置基準では、保育士は常勤であることが原則とされる一方、入所児童の処遇水準が確保される場合は、常勤の保育士の代わりに短時間勤務の保育士を充てても差し支えないとされているところであります。

「要望」
鈴木議員 保育所などに入れない県内「待機児童」は今年4月1日現在、前年同月比395人減の1392人となったことが県の調査で分かりました。

受け皿の整備が各地で進み、2年ぶりの減少となり、さらに今年度7110人分の受け皿整備を予定と発表されました。更なる整備促進を期待したいと思います。

保育所・保育士という職業は人が育つという子どもの人格・能力、ひいては日本の将来に関わるに素晴らしい職業です。その保育士が疲弊している現実を目を背けることなく、千葉県は誇り高い保育者の育成、保育政策を実現することにより、よい子を育てる環境づくり、また待機児童解消に邁進していただくよう要望いたします。

都市づくり、地域づくりのご意見、ご提言をお寄せください。

鈴木まもる 県議事務所 〒272-0021 市川市八幡3-29-20 秋葉ビル3F
TEL 047-333-6000 FAX 047-322-3232

鈴木まもるホームページ = <http://www.suzukimamoru.com>

HPもご覧下さい。…検索 ちば自民党 → 議員リスト → 県議会議員 → 市川市

行徳湿地

防潮堤上部のブロック塀 老朽化、早急な改修必要



東京湾最奥部の原風景が残る行徳湿地

鈴木議員 次に、行徳湿地について2点質問をいたします。

まず1点目、行徳湿地を囲むブロック塀等の改修についておうかがいたします。先日、同湿地を管理するNPOの案内で、湿地内や周辺緑地を視察してまいりましたが、緑地と公道部との境には防潮堤があり、その内側に約2キロにわたり通路が整備されておりました。現場でまず気になったのは、防潮堤の上に設置されたブ

ロック塀の老朽化であります。NPOの説明では、「平成23年の東北地方太平洋沖地震の影響で、部分的にクラックがはいつてしまっているとのことでありましたので確認してまいりました。

その時、私の脳裏には、大阪北部地震によりブロック塀が倒れ小学4年生の女児が死亡するという大変痛ましい事故がよぎりました。ブロック塀の外側は、公道で歩道が整備されており、地震等の発生により倒壊すれば、

通行人に多大な危険が及ぶこととなります。防潮堤上部のブロック塀は、建築基準法の適用は受けないと聞いておりますが、いづれにしても、一日も早い改修が必要だと感じました。平成30年度9月補正予算



県政の課題について質疑応答が行われた9月定例県議会

(案)の主な施策の中に、大阪府北部を震源とする地震におけるブロック塀倒壊事故を踏まえ、県有施設の安全対策が必要なブロック塀等の撤去、改修を行うとする予算案の計上がされました。

現在、改修等、必要な対策を実施するため、耐震調査の準備を進めております。その結果に基づきまして、できるだけ速やかに対策を講じてまいります。

東京湾に残る貴重な自然 湿地内の周回路開放を

鈴木議員 湿地西側は、「みどりの国」として、市川市が散策路を整備し、土日祝日には開放しております。一方、それ以外のエリアの立入りは、NPOによる観察会等を除いては、立入許可を得なければならぬというかがっております。

視察して改めて感じたことは、かつて東京湾最奥部に

広がる、国際的にも有名な渡り鳥の渡来・中継地であった内陸性湿地帯や干潟環境の面影を今に残す、県北西部の貴重な環境であること。その一方で、そうした貴重な環境が周囲からはうかがい知ることが難しいという現実でありました。

そこでおうかがいたします。例えばブロック塀等の

改修と併せ湿地内の通路の立入りを可能にし、周回路として開放するなど、県民が同湿地に親しめる工夫はできないのか。

環境生活部長 行徳湿地の貴重な自然環境につきましては、野鳥観察や環境学習の場など、様々な面で活用していくことが重要であることから、県では、校外学

習の受け入れや定例観察会、田植え体験など、湿地を活用した取り組みを実施しているところがございます。

一方、湿地内の通路の一般開放につきましては、安全面への配慮や営業しているカワウをはじめとした生き物への影響などに関し、専門家の意見をうかがう必要があると考えております。

また同湿地は東京湾最奥部の原風景を今に残す、本県にとっても大変貴重な環境だと考えております。この貴重な環境を後世に伝えるためにも、地元市や関係者等と連携をお願いし、開放に向けて進めていただくよう要望いたします。



鈴木議員 改めて、ブロック塀の一日も早い改修をお願いいたします。また、形状についても、周辺環境との調和に配慮し、従来の閉鎖的な空間から可能な限り開かれた環境を実現してもらいたいと思っております。

2020年東京五輪

千葉県も暑さ対策必要



サーフィン競技が行われる一宮町釣ヶ崎海岸でも暑さ対策が求められる

鈴木議員 次に、東京オリンピック・パラリンピック時の暑さ対策についてうかがいます。
ご承知の通り、今年の夏は気象庁が「ひとつの災害と認識している」と発言するほど大変な暑さでした。
今年の夏、35度以上の猛暑日になった地点は全国で延べ6479ヶ所と統計以来最多となったことが気象庁から発表されました。

千葉県では全国7番目の4166人が熱中症により搬送されました。全国の搬送者数は7月末の時点で過去最多を上回り、9月16日までの死者数が157人と、まさに命にかかわる危険な暑さとなりました。
このような中、2020年大会時は大丈夫かという声も日増しに大きくなっているところでもあります。

開催都市である東京都では「マラソンなどの屋外競技向けに霧状の水をまくミスト設備の設置や、路面温度が高くなる特殊な舗装など対策を進めていると聞いています。」
千葉県内の競技会場は、屋内で冷房が効く幕張メッセや海辺で風が通る釣ヶ崎海岸であり、東京都とは状況が異なると思いますが、大会時は暑さに慣れない外国人やお年寄り、子どもなどの観客も多く訪れることから、競技会場周辺も含めて、県としても暑さ対策を検討している必要があると考えます。

大会まで2年を切り、残された時間はそれほどありません。ハード対策のみならず、きめこまやかなソフト対策も含めて、早急に検討していくことが必要ではないでしょうか。
平成30年度9月補正予算(案)では千葉の魅力発信について、オール千葉で大会への機運を高めるための取り組みを行うとしており、当初予算を含めて、県の取り組みがよくみえませんか。

そこでしょうか。7競技が行われる幕張メッセやサーフィン会場になる釣ヶ崎海岸での東京オリンピック・パラリンピック開催時における暑さ対策について、県としてどのように考えているのかをおうかがいいたします。
現在、組織委員会では会場運営の一環として、日よけテント、大型扇風機の設置や、体調が悪くなった方々に速やかな初期対応を行うスタッフの配置などを検討しているところです。
また、国においては、主要な会場ごとに、「暑さ指数」など熱中症予防に関する情報を、外国語を含め、きめ細やかに提供することで、来場者自身の注意を促すこととしています。

暑さ対策は「おもてなし」

望 鈴木議員 東京都では「暑さ対策」推進会議における検討課題として、都が整備する競技会場の暑さ対策の取り組みについて検討していると聞いております。暑さ対策設備の整備等。また、外国人等に対する熱中症等関連情報の提供。救急医療体制の整備として、大会運営における応急体制の整備。観客等の熱中症に係る救急体制の整備。病院における外国人受け入れを含めた医療体制の整備等。競技会場を抱える県として、暑さ対策に取り組むことは「おもてなし」の一つと考えます。
2020年の大会時に、熱中症で搬送される人がいないよう、大会組織委員会や国任せでなく、県としてしっかりと取り組んでいただくよう要望します。

市川市単独公共下水道菅野処理区

鈴木議員 私の地元である市川市には、中心市街地における浸水の防除や、都市の公共用水域の保全と環境対策のため、また下水道の普及が県内でもあまり進んでいなかった昭和47年4月に先進的に供用を開始した単独公共下水道菅野処理区がございます。これまで市川市の都市水害や環境保全また東京湾の水質向上等に大きな役割を果たして参り

ました。
しかしながら、事業開始から半世紀近くの年月が経ち、菅野下水処理場をはじめ関連施設の老朽化がかなり進んでいることもあり、市川市では、流域下水道への早期編入を、これまで幾度となく要望してきたところがございます。

成32年度に第一期の供用開始がなされるといふ大きな動きを受けまして、市川市の単独公共下水道菅野処理区の大変厳しい現状を踏まえ、市川市の単独公共下水道菅野処理区の江戸川左岸流域下水道への編入時期はいつごろを見込んでいるのか、おうかがいたします。

入する計画としております。一方、平成29年度末現在、江戸川左岸流域下水道の未普及人口は、関連8市全体で約31万人、そのうち市川市においては、約13万人となっており、多くの県民の方々に下水道サービスを提供できていないことから、県といたしましては、一層の未普及対策に取り組むことと

半世紀経てど老朽化顕著 流域下水道へ早期編入を

（3面から続く）

～～～
してあります。
今後は、市川市ほか、関連7市の未普及対策の進捗状況を踏まえ、できるだけ早期に菅野処理区を編入できるように、引き続き、江戸川第一終末処理場の整備推進に努めてまいります。

再質問

鈴木議員 江戸川第一終末処理場の水処理第1系列の整備に合わせ、菅野処理区の汚水の部分的な編入を考慮すべきと思うがどうか。
都市整備局長 市川市の処理施設の老朽化への対応状況や、部分的な編入の具体的な計画について相談をい

要望

鈴木議員 ご答弁いただきまして、市川市の単独公共下水道菅野処理区につきましては、ほぼ半世紀が経過しており、速やかな流域下水道への編入が喫緊の課題であることは議論の余地がないところでございます。
流域下水道に編入するには、さらに多くの水処理系列の整備が必要であると聞いております。部分的な編入を含めこれまで以上に整備促進を図っていただき、ますよう要望いたします。

22市で計1098ha

県内の生産緑地

鈴木議員 次に都市農地についておうかがいいたします。
平成3年頃、バブル経済下にあつて、地価が高騰する中、特に都市部における農地に対する批判が高まりました。そこで平成4年に、市街化区域内の農地は、「宅地化すべきもの」と位置付け、



都市に緑の潤いをもたらす農地(市川市で)

固定資産税を宅地並みに評価し、課税することとされました。
ただし、市街化区域内、つまり既に市街地を形成している区域と、10年以内に計画的に市街化を進める地域内の農地で、良好な生活環境の確保に効果があり、公共施設等の敷地として適している500平方メートル以上の農地にあつては、建築行為等を許可制として、都市農地の計画的な保全を図るこ

ととされ、この生産緑地にあつては、課税等の軽減措置が講じられることとなりました。
都市農地は、時代の返遷を経て、今日では人口減少に伴う宅地需要が鎮静化する一方、都市農業の多様な機能もすなわち農産物供給機能、東日本大震災を契機とした防災意識の向上による避難場所等としての農地の役割、良好な環境形成の機能、国土環境保全の機能、農作業

体験・交流の場の機能等、地元の「顔の見える」新鮮な農作物が評価される状況変化もあることから、平成27年4月に都市農業振興基本法が議員立法により制定、施行され、その中では、都市農業の再評価や都市農地の適正保全などが謳われてい



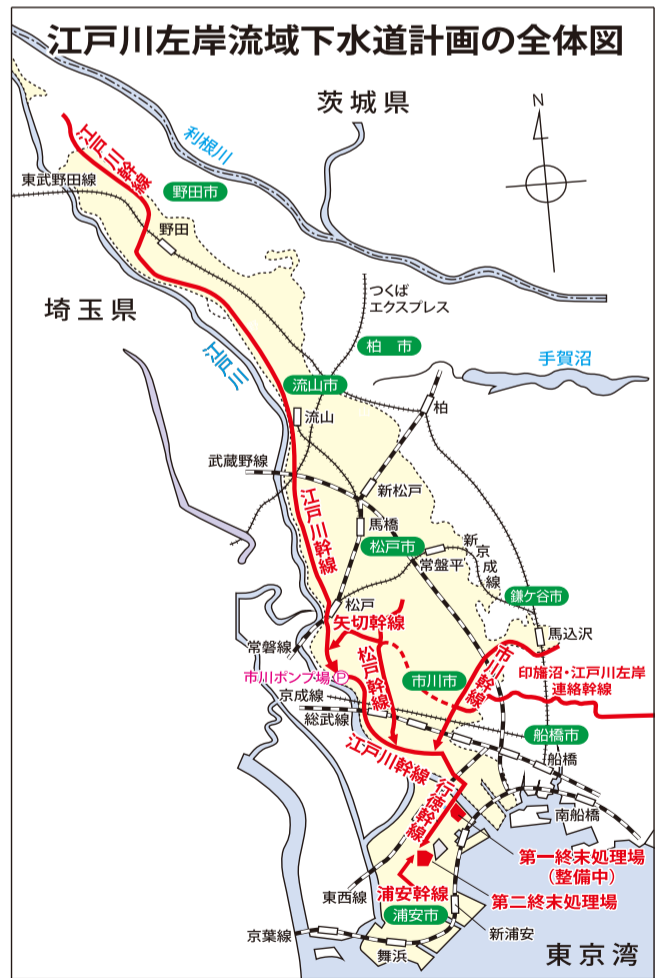
県会議場の自席で再質問と県への要望を行う鈴木衛県議

ます。平成29年の生産緑地法の改正は、これに貢献するものと思います。
従来、500平方メートル以上とされていた生産緑地面積を、市町村が条例を定めることにより、300平方メートル以上に引き下げられることとされました。また、建築等の用途規制として、従来、温室や農業用倉庫としていたものに、直売所や農家レストランも設置可能とされました。

さらに、新たに特定生産緑地制度が定められ、この指定を設けることにより、買い取り申し出ができる時期は、「生産緑地地区の都市計画の告示日から30年経過後」から10年毎延期、その後も手続きを経て繰り返し延期が可能となり、この間、従来同様の税制特例措置が継続されることになりました。
特定生産緑地の指定を受けるためには、生産緑地の指

定日から30年を経過する前に所要の手続きをする必要があるとの事であり、所要の手続きとは、市町村から生産緑地保有農家に対し、特定生産緑地の指定を希望するか否かの「指定意向の確認」が行われるとされています。また、国交省では都道府県を通じて市町村に対し、特定生産緑地の指定意向確認作業は、JA、農業委員会等と連携して行うよう指導していると聞いております。

そこで、お聞きします。千葉県内の生産緑地地区の指定状況は、どうなっているのか。そのうち、2022年に指定後30年を迎える地区がどの程度あるのか。
都市整備局長 本県における生産緑地地区の指定状況は、平成29年12月末現在で、22市において合計3977地区、面積1098ヘクタールとなっております。そのうち、2022年に



指定後30年を迎える地区は、19市において3255地区、面積816ヘクタールとなつており、現在の指定地区数に対して約82パーセント、指定面積に対しては約74パーセントとなっております。
鈴木議員 特定生産緑地の円滑な指定のために、県としてはどのように取り組んでいるのか。
都市整備局長 県では、都市における貴重な緑地である都市農地の計画的な保全のため、特定生産緑地制度の運用主体である市を積極的に支援していくことが必要であると考えております。

このため県では、特定生産緑地制度を周知するための会議を開催し、国・市担当者間の意見交換などを行うとともに、国等の情報を収集し、市へ迅速に伝えております。また、制度の適切かつ円滑な運用を図るために、事務手続きに係るガイドラインの作成等の措置を国に要望したところでございます。
今後とも、各市と連携しながら特定生産緑地の円滑な指定を促進してまいります。
鈴木議員 優良農地の確保について、改正農工法及び地域未来投資促進法においては、優良農地を確保する観点から、産業の施設用地と農用地等との土地利用調整がこれまで以上にしっかりと行われるよう要望いたします。